

保護者の皆様へ

小樽市福祉部子育て支援課
小樽市教育委員会教育部学校教育課

子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、早ければ平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、大都市などの待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっています。

この新制度実施に伴い、これまでの利用手続の方法や利用料が変更となる幼稚園も生じる場合がありますが、国が現在、制度の詳細について、随時、市町村に示している状況であるため、本市における具体的な内容や手続方法などが決まり次第、後日、改めてお知らせいたします。

1 新制度へ移行する園では『支給認定証の交付』・『利用料の変更』が予定されています

支給認定証の交付

新制度に移行する際、今ある幼稚園は「これまでどおりの園」と「新制度へ移行する園」に分かれることとなります。「新制度へ移行する園」の利用に当たっては、事前に市町村が保護者の申請に基づき支給認定した後、保護者へ「支給認定証」を交付することとなります。（申請書類を園が取りまとめ市へ提出する方法を検討しています。）

区分	内容
1号認定	教育標準時間認定【保育を必要としない満3歳以上の幼児】
2号認定	保育認定【保育を必要とする満3歳以上の幼児】
3号認定	保育認定【保育を必要とする満3歳未満の乳幼児】

幼稚園の園児が該当します

利用料の変更

「新制度へ移行する園」の利用料は、国が定める基準を上限として、今後、市が定めることとなりますが、市として利用料を決定できるのは、国が正式に決定した後となります。

また、利用料以外にご負担いただく実費徴収なども国において内容の整理が行われており、具体的な内容が明確になった時点で、利用料と同様に、各園から改めてお知らせいたします。

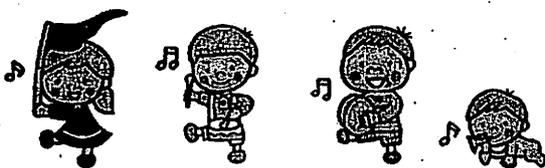
2 これまでどおりの園では手続きや利用料の変更はありません

「これまでどおりの園」については、支給認定証の申請手続は不要であり、従来どおり各園が定める利用料などを支払うこととなります。

3 子ども・子育て支援新制度の詳しい内容について

新制度について、本市のホームページでも一部を紹介していますが、詳しい内容は、内閣府のホームページに掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、お問い合わせは、下記担当までお願いいたします。



【担当】小樽市福祉部子育て支援課保育係

TEL 32-4111 (内線) 428・304

小樽市教育委員会教育部学校教育課教育推進係

TEL 32-4111 (内線) 526

保護者の皆様へ

小樽市福祉部子育て支援課
小樽市教育委員会教育部学校教育課

子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、早ければ平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、大都市などの待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっています。

この新制度実施に伴い、これまでの利用手続の方法や利用料が変更となる予定ですが、国が現在、制度の詳細について、随時、市町村に示している状況であるため、本市における具体的な内容や手続方法などが決まり次第、後日、改めてお知らせいたします。

1 『支給認定証の交付』が予定されています

新制度では、認定こども園(幼稚園)の利用に当たり、事前に市町村が保護者の申請に基づき支給認定した後、保護者へ「支給認定証」を交付することになります。(申請書類を園が取りまとめて市へ提出する方法を検討しています。)

<支給認定の区分>

区分	内容	保育区分
1号認定	教育標準時間認定【保育を必要としない満3歳以上の幼児】	短時間保育
2号認定	保育認定【保育を必要とする満3歳以上の幼児】	長時間保育
3号認定	保育認定【保育を必要とする満3歳未満の乳幼児】	長時間保育

2 『利用料の変更』が予定されています

今ある認定こども園は、これまで園が定める利用料を支払うことになっていましたが、新制度に移行後は、市が定める利用料を支払うことになります。

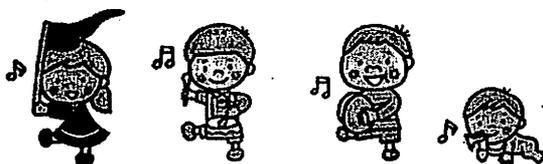
市は今後国が定める基準を上限として利用料を決定する予定ですが、市として利用料を決定できるのは、国が正式に決定した後となります。

また、利用料以外にご負担いただく実費徴収なども国において内容の整理が行われており、具体的な内容が明確になった時点で、利用料と同様に、各園から改めてお知らせいたします。

3 子ども・子育て支援新制度の詳しい内容について

新制度について、本市のホームページでも一部を紹介していますが、詳しい内容は、内閣府のホームページに掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、お問い合わせは、下記担当までお願いいたします。



【担当】小樽市福祉部子育て支援課保育係

TEL 32-4111 (内線)428・304

小樽市教育委員会教育部学校教育課教育推進係

TEL 32-4111 (内線)526

保護者の皆様へ

小樽市福祉部子育て支援課

子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、早ければ平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、大都市などの待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっています。

この新制度移行に伴い、これまでの保育所の利用方法や手続などについて、変更が生じることがありますが、国が現在、制度の詳細について、随時、市町村に示している状況であるため、本市における具体的な内容や手続方法などが決まり次第、後日、改めてお知らせいたします。

1 『支給認定証の交付』が予定されています

新制度では、保育所の利用に当たり、事前に市町村が保護者の申請に基づき支給認定した後、保護者へ「支給認定証」を交付することになります。（申請書類を保育所が取りまとめて市へ提出する方法を検討しています。）

＜支給認定の区分＞

区分	内容
1号認定	教育標準時間認定【保育を必要としない満3歳以上の幼児】
2号認定	保育認定【保育を必要とする満3歳以上の幼児】
3号認定	保育認定【保育を必要とする満3歳未満の乳幼児】

保育所の児童
が該当します

2 『保育時間の変更』が予定されています

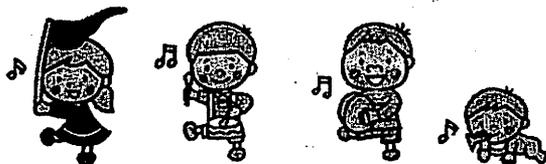
新制度では、保護者の就労時間等によって、11時間の保育時間(保育標準時間)と8時間の保育時間(保育短時間)に分かれることになり、保育時間の前後に延長保育が入ることも想定されていますが、新制度に移行後の利用方法や利用料金などにつきましては、今後、改めてお知らせいたします。

また、この2区分の保育時間は、全ての保育所利用者が対象になりますが、既に入所されている利用者に対しては、経過措置が設けられる予定です。

3 子ども・子育て支援新制度の詳しい内容について

新制度について、本市のホームページでも一部を紹介していますが、詳しい内容は、内閣府のホームページに掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、お問い合わせは、下記担当までお願いいたします。



【担当】小樽市福祉部子育て支援課保育係
TEL 32-4111 (内線) 428・304